

第5章 「6か月間の検証記録」提言事項への対応状況

1. 「6か月間の検証記録」の検証を踏まえた課題への対応状況

宮城県では、東日本大震災の発生した3月11日からおおむね半年間（初動期から応急・復旧期）の災害対応について、「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」（以下「6か月間の検証記録」という。）にとりまとめた。「6か月間の検証記録」では、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構人と防災未来センター（以下「DR I」という。）による、中立かつ専門的な視点で検証した結果が改善の方向性ととも掲載されている。

本書の検証において県職員への聞き取り調査を行うに当たっては、DR Iによる検証結果への取組状況についても調査した。以下に、庁内における「6か月間の検証記録」に対する改善の取組状況の概要を示す。

（1）対応の着手状況

全庁的な視点でとらえると、宮城県ではDR Iによる検証結果を真摯に受け止め、災害対応記録の整理や個別マニュアル等の見直しなど、可能な範囲で対応に着手していた。しかし、個別の部署単位では、取り扱う災害対応・復旧関連業務の繁忙の差が大きく、具体的な対応に着手できていない部署も多かったが、対応すべき方向性については各職員が十分に認識していた。ただし、「県庁内部での調整」に分類される検証事項については、やや対応への着手が遅れている印象があった。「6か月間の検証記録」及び本書の検証結果については、その対応の必要性も含めて全庁的に整理し、担当課と実施期限を定めた行動計画（アクションプラン）を策定し、中長期的な視点で着手状況を管理する必要がある。

（2）情報のマネジメントについて

「6か月間の検証記録」では、情報の混乱や顕在化した脆弱性を踏まえた対応の必要性が数多く指摘されていた。各部署において出先機関や市町村との連絡体制等について見直しが行われていた。また、全庁的には情報通信システムの更新や関係機関との意見交換会等を通じて、情報のマネジメントに関する見直しに着手していた。

（3）本部体制の強化について

「6か月間の検証記録」では、庁内での役割が不明確であった点や、特定部門に事務量が集中したことを踏まえて役割分担の見直し、ならびに職員の交代制等も含めた柔軟な態勢整備等の導入の必要性が指摘されていた。全庁的な組織体制や役割分担については、個別の部署単位での取り組みが難しいため、東日本大震災における対応の教訓を踏まえ、全庁的な視点での見直しが必要となる。この点については、危機対策課を中心に、関係各課への意見照会、ヒアリングの上で地域防災計画、災害対応マニュアル、災害対策本部要綱の改訂作業が行われており、今後役割が明確になるとともに、本部の事務局運営等について改善が図られるものと考えられる。東日本大震災以降は2回の訓練が実施されているが、本部体制の実効性を向上するため、引き続きテーマを定めた定期的・継続的な訓練の実施が必要である。

(4) 災害対応拠点・設備等の事前対策強化について

震災以前は、東日本大震災規模の災害に対応できるだけの拠点・設備等は整備されていなかった。聞き取り調査で把握した範囲においては、震災後に食料等の備蓄品等については充実が図られているが、費用のかかる設備の充実や拠点整備等については、一部を除き現時点ではまだ着手できておらず、今後長期的な計画に基づき進める必要がある。なお、災害対応拠点における事前対策については、個別の部署単位で独自に対応が進められている取組みがあるが、通信機器の整備等の全庁的な整合が必要な事項については、危機対策課等で把握する必要がある。

(5) 外部機関との連携について

「6か月間の検証記録」では、県庁外部と連携した制度の見直しや、協定締結等の必要性が多数指摘されていたが、一部で関係機関との意見交換会や協議会等が開催されていたことを除き、具体的な対応については未着手となっている部署が多かった。県庁内のみでは実施が困難な対応ではあるが、最大の被災県として得た貴重な教訓を、広く災害対応に活かすため、関係諸機関に対する働きかけを行うことは、宮城県の責務であると言えることから、今後の取組みに期待したい。

2. 主な取組み事例

各部署における主要な取組みの事例については、DRIによる7種類のタグ（「情報」「資源」「県庁内部での調整」「県庁外部との調整」「広報」「指揮」及び「計画やマニュアル」）別に以下に示す。

タグ	課題と改善の方向性等 (DRIによる検証結果の概略)	「6か月間の検証記録」以降の 取り組み状況	課室
情報	災害対策本部事務局において処理すべき情報量が膨大になり、本来予定していた業務に支障をきたした。	運営内規を見直し情報収集体制の強化を行うことで、外部からの情報を一元処理する体制に改めた。	危機対策課
	災害対策本部事務局において受け付けた情報の種類に応じて、必要となる書類様式等が準備されていなかった。	震災後に見直しを行った情報収集カードを活用した総合防災訓練を東日本大震災後に2度実施し、運用ルールの明確化と周知を図った。	危機対策課
	各地からの応援部隊に対して、県庁から直接連絡をできなかつたため、派遣元となる都道府県に連絡を行った。派遣された緊急消防援助隊の部隊においては、受援県と連絡できる手段の配備や、電話番号などの関係機関での共有が望まれる。	受援県側でも情報連絡手段の手配が必要であることから、代表消防機関に消防庁から無償貸与される「緊急消防援助隊動態情報システム可搬型端末器」の構成品の一つである、衛星携帯電話を調整本部における通信手段として活用するための調整を行った。	消防課

タグ	課題と改善の方向性等 (DR Iによる検証結果の概略)	「6か月間の検証記録」以降の 取り組み状況	課室
	支援制度について、出張相談所の設置などの対策は実施しているが、産業支援制度の普及啓発、補助制度への応募に向けた説明・支援等において被災市町村の産業部局の支援ができるよう体制強化が望ましい。	補助事業の実施に当たって、説明会等により、内容の周知を図った。	新産業振興課
資源	沿岸の行政庁舎が津波により浸水し、県庁との通信機能を完全に損失したケースが発生した。	平成24年度予算で市町村派遣職員に配付することを想定した衛星携帯電話35台を整備し、各地方振興事務所・地域事務所に設置する予定である。	危機対策課
	災害対応拠点となる県庁舎においては法的義務以上の高いレベルの耐震基準に適合する必要がある。	震災前に策定した中長期の修繕計画を見直し、災害対応に必要な設備の配置が十分には進んでいない合同庁舎について中長期的な視点で整備計画を立てている。	管財課
	特別支援学校等の児童生徒の安否確認や避難場所確認を行った。	さらに強力な情報収集体制構築のため、災害時の情報連絡手段についての検討を行い、すべての県立学校へMCA無線を整備することとした。	特別支援教育室
	衛星電話などの非常用通信機器を事前に配備する際には、非常用電源の確保や、燃料補給等についても勘案するとともに、操作手引書の作成や、操作訓練などを実施することが求められる。	各種会議等で衛星無線の使用方法等を説明している。また、衛星無線機の電源容量を抑えた設備に更新する予定である。さらに、防災衛星無線用の発電機（72時間使用できる仕様）を各市町村に設置する予定である。	危機対策課
	本部事務局が十分にその機能を発揮するためには、事前に職員向けの備蓄や食料・物資調達の計画・協定を定めておく必要がある。庶務グループと管財課、職員厚生課の役割分担についても明確にするべきである。	事務局員の食料については細かな定めがなかった。県庁の全職員分の食料と水については3日分を目安に備蓄し、災害時に活用する方向で対応することとし、計画的に備蓄している。また、各担当課の役割分担については要綱等で定める予定である。	危機対策課 管財課 職員厚生課

タグ	課題と改善の方向性等 (DR Iによる検証結果の概略)	「6か月間の検証記録」以降の 取り組み状況	課室
	<p>仙台塩釜港が津波被害により災害廃棄物が散乱し、当初は港湾埠頭内の道路及び航路が利用できなかった。</p>	<p>津波による重要施設の被災軽減のため、L1対応（津波を踏まえた防潮堤の高さの見直しなど）の計画を立てた。</p>	港湾課
	<p>帰宅できない児童生徒が大量に生ずる恐れもあるので、少なくとも数日分の備蓄を確保しておく必要がある。</p>	<p>平成24年度予算で、保存食、飲料水を追加で備蓄するとともに、簡易トイレ、投光器、石油ストーブを整備した。</p>	特別支援教育室
県庁内部での調整	<p>災害対策本部事務局において業務分掌や作業フローを確認・調整する会議が開催されなかったため、情報グループが市町村等からの要請などを他グループ等へ円滑に対応依頼できない場合があった。</p>	<p>震災後に内規の改訂を行い、業務確認・調整のための会議の開催者を明記した。</p>	危機対策課
	<p>食料・物資等の調達業務は、物資調達グループや庁内の複数部署で実施していた。しかし、食料や物資の調達・供給に関わる関係部署が集まって行う合同の調整会議は、継続的には開催されなかった。</p>	<p>必要に応じて、食料・物資調達の関係課室で構成する、物資調達チームを招集することを災害対策本部事務局運営内規に規定した。合同会議には食産業振興課、畜産課、震災援護室等が参加する予定である。なお、専門性の高い所は専門分野の部署（医薬品であれば保健福祉部門）に任せていくことで検討している。</p>	危機対策課
	<p>教育庁での災害対応の動向を知るために、教育庁との定期的な協議の場を設けるなど、宮城県内の公立学校と私立学校の間で災害対応の格差や齟齬が出ないような仕組みが今後必要になる。</p>	<p>教育庁から私立学校を含めて対応が必要な場合は、電子メールによる文書送付を受け、私立学校へも転送できるよう態勢を整えている。</p>	私学文書課
県庁外部での調整	<p>通信事業者等から被災地の通信状況に関する情報の提供を受けながら、被災地の非常通信が確保された。</p>	<p>平成24年6月にNTTドコモ社の協力を得て訓練を行っており、今後全キャリアを交えた訓練が計画されている。</p>	危機対策課
	<p>発災直後に防災拠点間の通信確保のために燃料補給が必要となった。</p>	<p>既に協定を結んでいる石油商組合の他に、石油連盟とも覚書を結ぶ手続きを行っている。</p>	危機対策課

タグ	課題と改善の方向性等 (DR Iによる検証結果の概略)	「6か月間の検証記録」以降の 取り組み状況	課室
	震災発生後の6か月間において、沿岸部の市町村内の障害者の状況把握が困難であった。	被災者の障害者支援の全般に関して、様々な団体が意見交換をする場が必要であると考え、11支援団体、NPOや既存の障害者団体と意見交換を定期的実施する仕組みを作り、平成23年度は4回、平成24年度は1回実施した。意見交換については、NPOや日本赤十字社、知的障害や身体障害関係の団体も参加して、それぞれの実情の把握や、支援の方法を確認した。	障害福祉課
	被災建築物応急危険度判定調査等において、今後は地域毎の現場の調整や判定士の派遣をコーディネートできる人材の育成や、広域支援体制の検討が必要である。	地域主動型応急危険度判定に関する検討委員会を実施しており、その検討結果を産官学で構成している「宮城県建築物等地震対策推進協議会」を通じて、具体的な連絡体制や市町村団体との協定等を推進する予定である。	建築宅地課
	震災発生後に被災者が住宅の応急修理制度を利用できるように、区域以外の工事業者も参入できるように柔軟に運用した。その結果制度を利用できる世帯が増え、被災者支援として制度を有効に活用することができた。	震災時に支「宮城県建設職組合連合会」、「みやぎ中小建設業協会」、「宮城県優良住宅協会」の3団体と応急修理を行える各団体の会員の情報提供等を実施する内容の協定を締結し、今後の災害に備えた勉強会等の事前準備を進めている。	震災援護室 建築宅地課
	市町村の雇用創出対策について、被災市町村に対して、県による負担軽減の取り組みが必要であった。	沿岸地域の市町と民間企業に呼びかけ、平成24年7月26日に13市町村(22人)、8社(22人)が参加して、雇用創出事業例の事業提案会を実施した。	雇用対策課
	地元の火葬場が逼迫して遺体の火葬が追い付かず、県外に遺体を搬送して火葬するか、県内で遺体を土葬にするかの判断に迫られることになった。	広域火葬計画の策定に向けて検討する予定である。	食と暮らしの安全推進課

タグ	課題と改善の方向性等 (DR Iによる検証結果の概略)	「6か月間の検証記録」以降の 取り組み状況	課室
	<p>支援制度について、出張相談所の設置などの対策は実施しているが、産業支援制度の普及啓発、補助制度への応募に向けた説明・支援等において被災市町村の産業部局の支援ができるよう体制強化が望ましい。(再掲)</p>	<p>県単独事業については、3回募集している。制度が浸透してくれば、情報を知らない方々は少なくなってくると考えられる。</p>	<p>商工経営支援課</p>
	<p>特に沿岸部に立地する各団体については、津波からの避難拠点化や数日分の備蓄、関係機関との連絡体制等について、適正な防災計画が策定されるよう指導を強化していく必要がある。</p>	<p>一部団体（農業共済組合など）について防災計画見直しの動きがあり、これを支援していく、他の団体についても見直しについて働きかけることとしているが、まだ具体的な取り組みや計画はない。</p>	<p>農林水産経営支援課</p>
	<p>外部の支援を積極的に呼び込み、費用対効果の高い観光振興キャンペーンを行う工夫が求められる。</p>	<p>仙台・宮城【伊達な旅】復興キャンペーンの開催、仙台・宮城「食と観光」首都圏大キャラバンなど、各種プロモーション事業を実施した。キャンペーンの実施については観光課のみではなく、民間との連携を念頭に置きながら活動した。</p>	<p>観光課</p>
広報	<p>災害対策本部事務局に対して膨大な情報が寄せられ、庁内で効率的な受信対応が困難になった。また、寄せられた情報に対する優先順位の設定が必要であった。</p>	<p>既存の情報処理フロー図をより理解しやすいものに改善するとともに、組織内に浸透させるため震災の経験を活かして訓練等の実施を計画している。</p>	<p>危機対策課</p>
	<p>土木部BCPに基づき岸壁使用についての広報を積極的に行った。</p>	<p>土木部では平成24年4月以降も、「見える復興見せる復興」をスローガンにイベントを設け、マスコミにも取り上げられる等積極的な周知を行い、土木施設の復旧についてのアピールに努めた。このような周知の実施は災害復旧が見える形で提供できるだけではなく、地元住民にも復旧を実感していただけるため、今後も積極的にイベント等を開催していく方針である。</p>	<p>港湾課</p>

タグ	課題と改善の方向性等 (DR Iによる検証結果の概略)	「6か月間の検証記録」以降の 取り組み状況	課室
指揮	所掌が不明確な業務については、震災時に対策グループと事務局幹部において調整を行い対応した。	所掌が不明確な業務については、所管部署と協力した調整を行い、平成24年度内に要綱上で規定する予定である。 また、実際に災害が発生した場合における想定外の業務の発生等に円滑な対応を行うため、本部長の権限を明確化し、本部長の指示により各課室における分掌事務の変更・追加ができる条項を災害対策本部要綱の規定に盛り込む予定である。	危機対策課
	災害対策本部事務局においてグループのリーダーを明示して配置しなかったため同グループの業務管理を十分に行えなかった。	グループ内で役割を指示する人を明確にした上で、ローテーションを組む仕組みを震災後に改訂した内規に定めた。	危機対策課
計画やマニュアル	東日本大震災時において、策定途中であった「宮城県災害時保健活動マニュアル」を活用して対応にあたり効果的であった。今後は、今回の災害対応の経験を踏まえ、早急にマニュアルを完成させる必要がある。	各所属における取り組み事項と課題及び今後の対応について、震災対応記録をとりまとめている。 なお、保健所から保健活動マニュアルには公衆衛生活動を強化していく視点が足りず、ヘドロ、家庭ごみ、トイレの衛生問題等の保健所全体で行うべき取り組みについても掲載してほしいとの意見が出されたことを受け、保健福祉部と環境生活部が連携した公衆衛生の連携強化を図るため「宮城県災害時保健活動マニュアル」と併せて、保健福祉部と環境生活部が共同して「公衆衛生ガイドライン」を作成している。	保健福祉総務課
	震災当時の船舶職の配備体制は適切ではなかった。職員の生命の安全を第一に考え、船舶及び沿岸部の庁舎・事務所における災害時の防災体制について見直す必要がある。	水産関係機関のみならず、防災機関の情報も併せて把握した上で検討を重ね、今回の漁業取締船職員が津波に巻き込まれた原因を追求し、漁業取締船職員との意見交換を重ねた	水産業振興課

タグ	課題と改善の方向性等 (DRIによる検証結果の概略)	「6か月間の検証記録」以降の 取り組み状況	課室
		上で、休日等の対応についても明確に示した「災害時の取締船職員配備体制」を新たに制定（H24.3.30）し、再発防止を図った。	
	今回の東日本大震災の経験を踏まえた上で、児童生徒が自らの判断で危険を認識し、避難行動を開始できるように防災教育を強化する必要がある。	東日本大震災を経験し、多くの教訓を得たことから、「みやぎ学校安全基本指針」を策定した。これは、災害安全、交通安全、生活安全（防犯を含む）の危険に幅広く対応を図ること、また、教職員が子どもたちに対して計画的・継続的な安全教育（指導）を行い、「危険を回避する力と他者及び社会の安全に貢献できる心」を育て、子どもたちの命を守る安全管理体制の再構築を行い、安全教育の一層の充実を進めるもの。策定に当たっては、外部の専門家も含めた作成協議会を3回、WG会議を3回開催し、アドバイスを受けながら作成をした。平成24年度は、作成協議会を2回、WG会議を3回開催し、作業部会を立ち上げ10回実施した。	スポーツ健康課
	発災後しばらくしてから、児童生徒の心の問題が顕在化するおそれがあるため、教職員に対して支援を強化する必要がある。また心のケアに関する教職員への研修を実施することで、児童生徒の心の問題が深刻化する前に、早期に対応することが求められる。	カウンセリング以外の心のケアの体制作りが必要と考え、教職員課の事業として、退職した教職員等を「緊急学校支援員」として一定期間任用し、長年の教職生活で培った豊富な知識と経験を活かし、児童生徒の心のケアなどに関する業務に従事させ、学校教育活動の復興支援に当たらせた。 また、新たな研修として防災教育等推進者緊急研修会等を実施するとともに、初任者研修等において防災	教職員課

タグ	課題と改善の方向性等 (DRIによる検証結果の概略)	「6か月間の検証記録」以降の 取り組み状況	課室
		教育や心のケアに関する内容を追加して実施した。	

